

# 「中心市のあり方」に係る 南足柄市との協議の記録

平成30年3月

小田原市企画部企画政策課

# 目 次

1	協議の背景	
	(1) 人口減少・少子高齢化	1
	(2) 財政状況の悪化	1
	(3) 集中とネットワーク	2
	(4) 都市制度改革・地方主権改革	3
	(5) 県西地域の広域連携の現状	3
2	課題認識の共有と任意協議会設置の合意	
	(1) 共有した課題認識	4
	(2) 協議組織の設置方針	4
3	任意協議会に向けた取組	
	(1) (仮称) 県西地域の中心市のあり方に関する 2 市協議会設置準備会	7
	(2) 協議経過	7
	(3) 市民啓発・広報	8
4	任意協議会の設置と協議経過等	
	(1) 設置目的	10
	(2) 協議事項	10
	(3) 組織構成	10
	(4) 協議経過等	15
	(5) 協議結果	22
	(6) 任意協議会終了後に想定された流れ	30
	(7) 任意協議会の解散	30
5	任意協議会における市民啓発・広報	
	(1) ホームページ等	31
	(2) 協議会だよりの作成	31
	(3) 広告の掲載	32
	(4) ノベルティグッズの作成及び配布	32
	(5) 市民アンケートの実施	33
	(6) 市民周知用冊子の作成	33
	(7) シンポジウムの開催	34

6	任意協議終了後の取組		
	(1) 市民説明会	.....	35
	(2) 各種団体等への説明会	.....	35
	(3) 合併に関するアンケート	.....	35
7	協議の終結		
	(1) 合併に係る両市の判断	.....	37
	(2) 協議の終結	.....	37

## 1 協議の背景

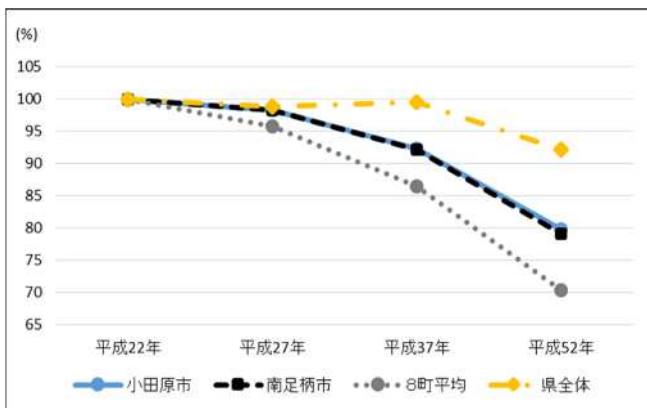
### (1) 人口減少・少子高齢化

日本は既に、かつて経験したことのない人口減少の局面を迎えている。小田原市・南足柄市を含む県西地域もこの例外ではなく、人口減少に伴う地域活力の低下が懸念される状況である。

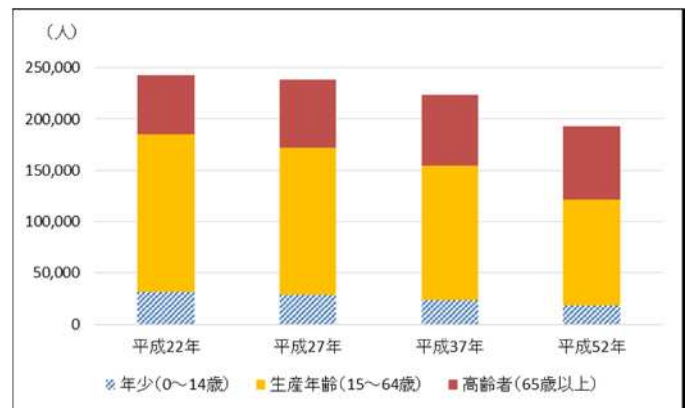
今までは、小田原市は平成11年、南足柄市は平成14年をピークに人口は減少し始めたというところであったが、ここに来て人口減少が加速し、小田原市では毎年800人から1千人近い人口が、また、南足柄市では毎年100人から400人近い人口が減っている。推計では、30年間で約2割の4万人が減少し、昭和40年代半ばの水準になると見込まれている。

また、2市の年齢区別の人口推計を見ると、今後30年間で65歳以上の老年人口が約1万4千人増加する一方で、生産年齢層が約30%の5万人も激減していくことが見込まれている。

【2市の人口増減率（平成22年度を100%とする）】



【2市の年齢区別人口】



国立社会保障・人口問題研究所の推計による

### (2) 財政状況の悪化

人口減少・少子高齢化の加速は、市の財政に大きな影響を与える。

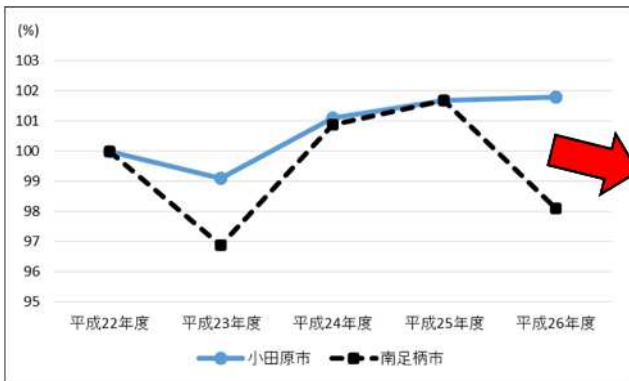
2市の個人市民税収入の推移を見ると、市民税収入は景気に左右されるが、今後、総人口が減り、生産年齢層が減少していくことから、税収が急速に減っていくのは間違いない。

また、2市の扶助費の推移を見ると、毎年3%から5%と大変な勢いで増え続けている。

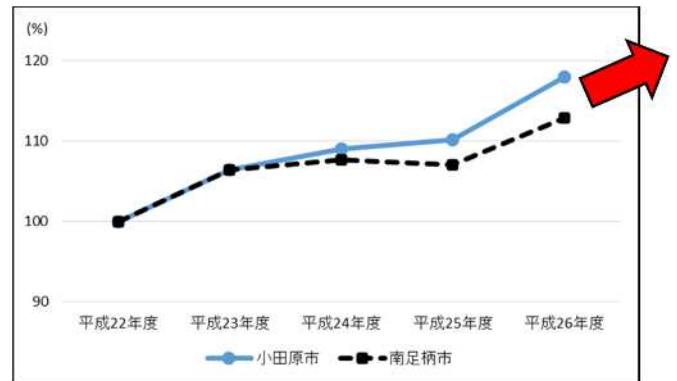
一方、自治体経営においては、公共施設の老朽化が深刻な課題である。2市とも公共建築物が古くなっており、今後、高度経済成長期に数多く整備された公共施設が大規模な改修や更新の時期を迎えることとなり、より一層の支出の増加が懸念される。

財政状況が悪化すれば、現状のサービスを維持することが難しくなる。

【2市の個人市民税収入の増減率（平成22年度を100%とする）】

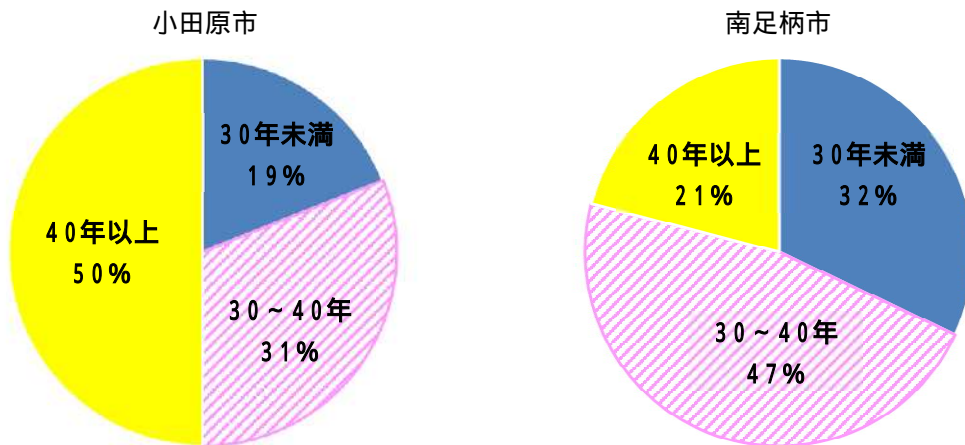


【扶助費の増減率（平成22年度を100%とする）】



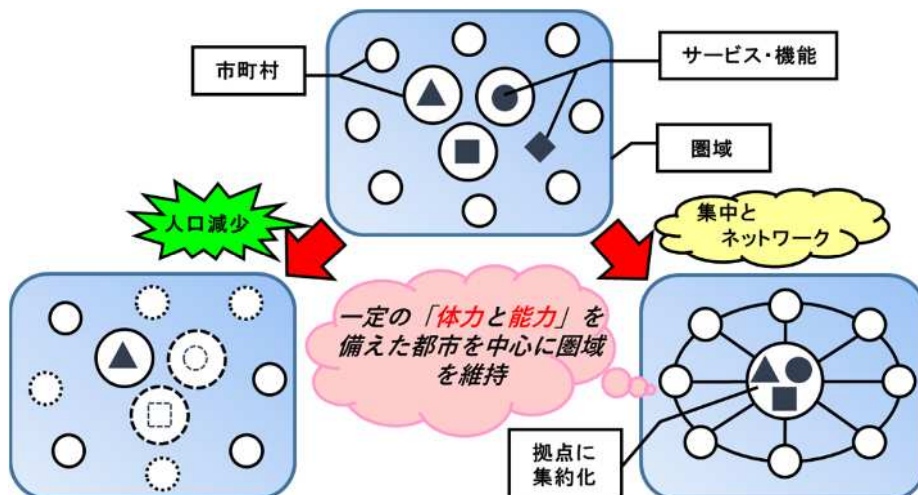
決算より

【築年数ごとの延床面積の割合（平成29年度）】



(3) 集中とネットワーク

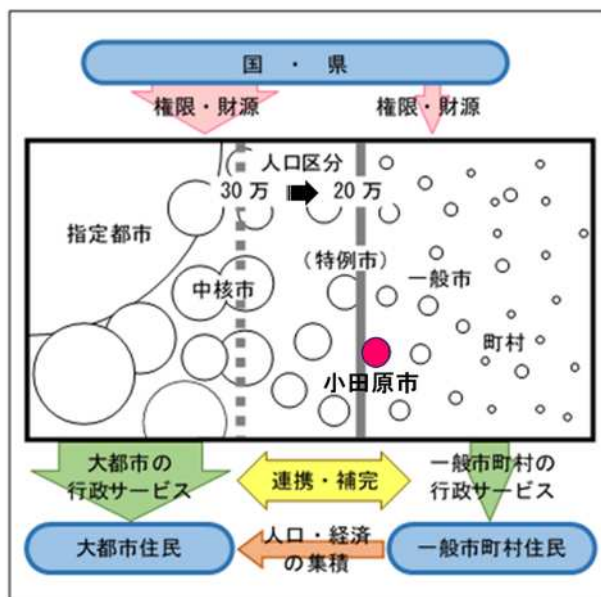
国の「全国総合開発計画」では、人々がばらばらに生活しては効率が悪いという考えから、人々が居住する場所をコンパクトにまとめていこうという考え方を示している。これは、コンパクトな拠点がしっかりした体力と能力を備えていれば、周辺の小さい市町村との間でお互いに支え合う協力関係（ネットワーク）をつくることで、圏域全体が存続できるだろうという考え方である。



#### (4) 都市制度改革・地方主権改革

特例市制度の廃止などの都市制度改革が進み、国の基礎自治体のあり方に関する議論では、人口20万程度以上の大都市を核とする国土構想が具体化しつつある。明確に示されていないが、しっかりと行政サービスが提供できる都市の規模は、人口20万以上、つまり中核市以上と考えていることが窺える。

また、権限については、平成11年の地方分権一括法制定以来、地方自治体の自主性・自立性の拡大に向けた制度改革が着実に進み、住民に最も身近な基礎自治体の裁量の範囲が拡大している。



#### (5) 県西地域の広域連携の現状

県西地域では、既に住民の生活圏が地域全体に及び、人口減少・少子高齢化や財政状況の悪化などの課題を共有しているため、不足することを補い合ったり、協力して解決したりすることが望まれている。それらの取りまとめは、圏域の中心市である小田原市と南足柄市が主に担ってきており、周辺の各町からもそのような役割を期待されている。

人口減少・少子高齢化時代にあって、中心市を軸とする広域連携を維持し、拡大していくことは県西地域にとって重要であるが、厳しい社会環境と地勢的な条件のために、当圏域での広域連携は、中心市にとってはメリットを期待しにくい。

さらに、中心市自体が財政的に危機的な状況を迎えつつある中では、今後、広域連携に供出できる資源が減ることが想定され、同時に各町の経営環境も厳しさを増すことを考えれば、県西地域におけるこれまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある。



## 2 課題認識の共有と任意協議会設置の合意

このような背景から、本市は、平成27年12月から平成28年2月までにかけて、南足柄市との間で継続的に首長レベルの懇談を行い、2市が直面する課題認識を共有するとともに、安定的な行政サービス提供体制の構築と県西地域の広域連携体制の強化に向けて、2市間で協議組織を設置することで合意した。

### (1) 共有した課題認識

#### 背景

歴史的・地理的に住民生活や経済活動の結びつきが強い県西地域の各市町は、共栄と将来の一体化を見据えて、2市を中心に連携の取組を重ねてきた。2市と各町は、その盛衰が相互に少なからぬ影響を及ぼす緊密な関係にあり、2市には今後とも圏域の牽引役を担う責務が期待されている。

#### 環境変化

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、各基礎自治体において、持続可能な行政サービス提供体制の構築が急務となっている。圏域内の6町が消滅可能性自治体に挙げられるに至り、中心の2市においても中長期の行財政運営は楽観できない状況になりつつある。

#### 課題認識

県西地域に自律的かつ安定的な地方自治を維持し得る新たな広域連携の展望を描くためには、まず、圏域の中心市の機能と体力の強化を図ることが不可欠である。このため2市は、一定の人口・財政規模の確保と抜本的な行財政改革に取り組むことを目指して、一体的に圏域の中心市を形成するための方策について協議すべきである。

### (2) 協議組織の設置方針

平成28年2月2日に両市の共同記者会見を開き、小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する2市協議を行うことについて、次のとおり公表した。

#### 設置目的

人口減少・少子高齢化が進む中であって、両市市民に対し安定的な行政サービスを継続的に提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について、検討・協議を行う。

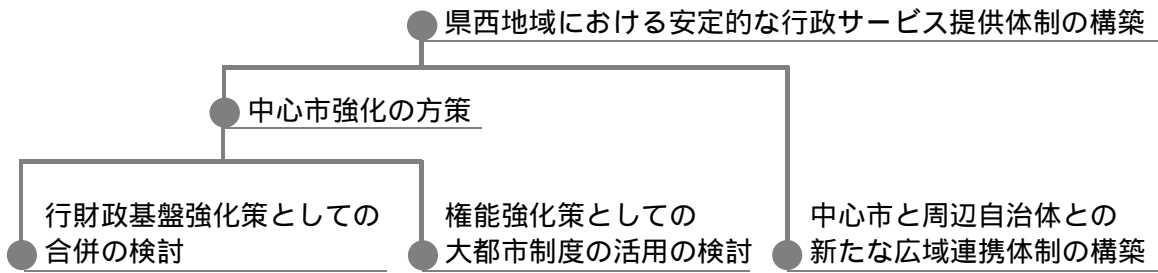
#### 組織名称

(仮称) 県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会

#### 設置期間

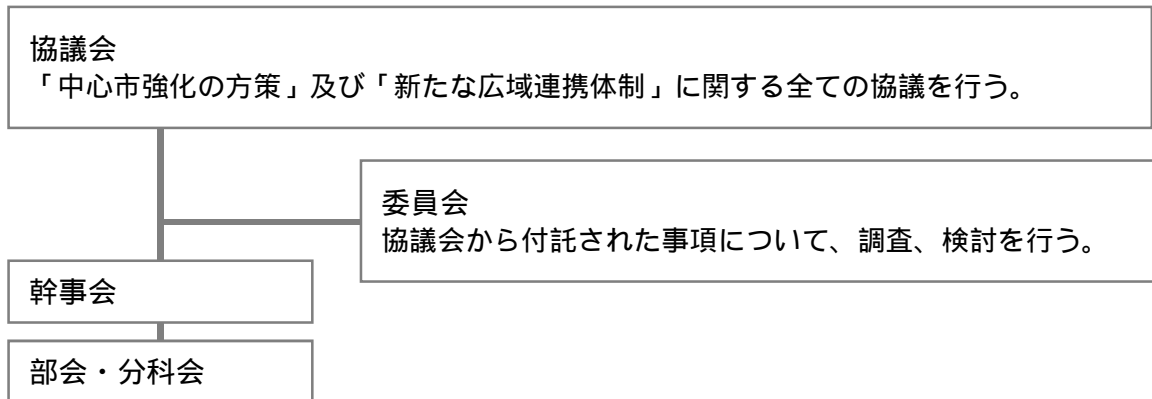
平成28年10月から約1年間

## 協議事項



## 組織体制のイメージ

両市の行政職員、市議会議員、市民、学識経験者などで構成。



## 協議の開始に向けた取組方針

### ア) 準備・推進体制の整備

- ・両市の市長及び担当職員による定期的な連絡会合の開催（平成28年1月～）
- ・両市の担当職員による準備事務局の設置（平成28年4月～）

### イ) 協議会の設置・運営方針の調整（平成28年4月～）

- ・協議会委員の編成、例規の整備、運営経費の予算措置
- ・両市の重要政策・事業・計画、行政サービス内容及び財政状況の事前調査

### ウ) 市民への情報提供（平成28年4月～）

- ・各市の広報媒体等による取組の周知
- ・市民意識の醸成に向けた両市共同のイベントの企画

### エ) 関係行政機関との連携（随時）

- ・神奈川県への情報提供と協力要請
- ・国に対する要望活動



【参考】県西地域の合併に係る主な動き

平成11年度	足柄上地区広域行政協議会合併専門部会（1市5町）を設置 「合併に関する調査研究報告書」を取りまとめたほか、各市町の事務事業の現況調査を実施したが、その後、具体の議論にはならず平成17年度に廃止。
平成13年度	西さがみ連邦共和国（1市3町）を設置 「広域連携と市町村合併に関する調査研究」を実施したが、具体の動きには至らず。
平成14年度	真鶴町湯河原町合併推進協議会（任意協議会）を設置 翌年には法定協議会を設置するも、住民投票等の結果を踏まえ合併には至らず。
平成19 <sup>(*)</sup> ～21年度	県西地域合併検討会（2市8町）を設置 初めて2市8町が揃って合併に関する検討を行い、合併が必要との認識を共有しつつも、任意合併協議会の設置には至らず、平成22年3月に解散。 <small>(*) 組織設置は平成19年2月</small>
平成25年度	「県西地域におけるこれからの基礎自治体のあり方に係る共同研究」（2市8町）を実施 人口推計等の様々な客観的共通資料をベースに、将来の各市町や地域のあり方を議論するも、2市と他町との間で対応策等の考え方に差異。
平成26年度	「県西地域における中心市のあり方研究」（2市）を実施 「2市が合併を選択し、スケールメリットを生かした行政サービスの提供を可能とする体制を備えた上で圏域内に新たな連携関係を構築することが望ましい」との結論を両市長に報告。
平成27年度	小田原市の中核市移行や南足柄市の市長選挙をはさんで、両市の事務方が意見交換を継続。 県西地域の中心市のあり方に関する2市懇談会（2市）を実施 ・12月18日、中心市のあり方に関する協議を行うことで合意。 ・1月21日、協議組織の設置方針等について合意。 ・2月2日、両市の共同記者会見にて公表。
平成28年度	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（2市）を設置 3,000件以上に上る事務事業調整など、具体の協議に着手。

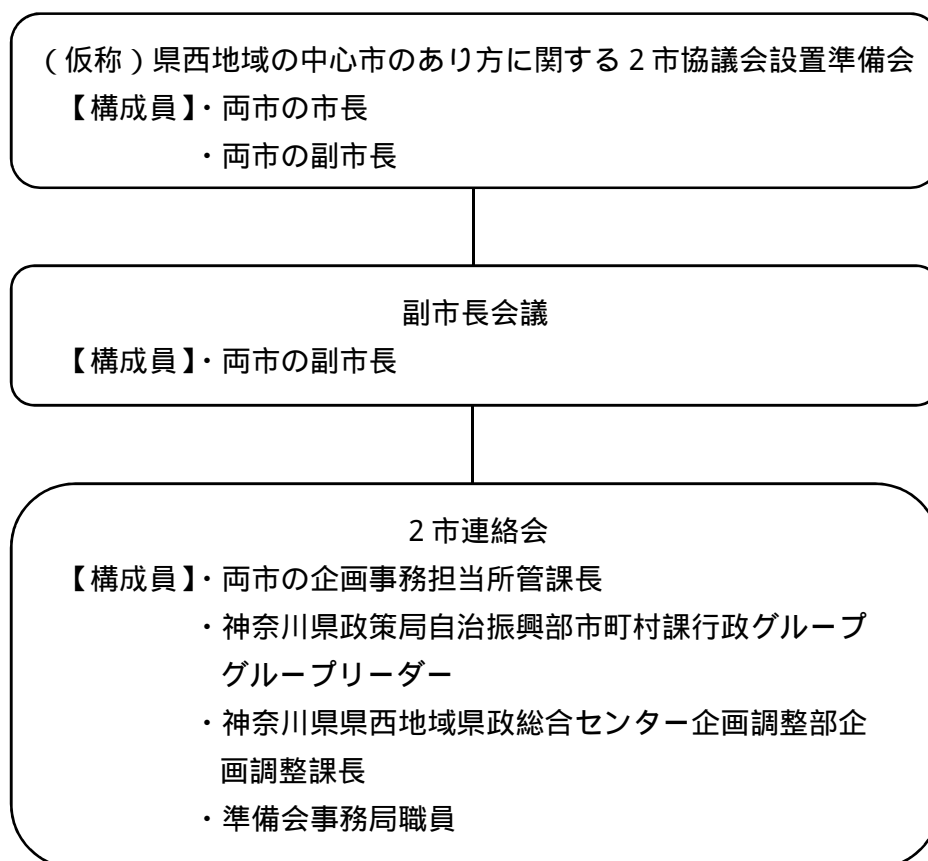
### 3 任意協議に向けた取組

#### (1) (仮称) 県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会

任意協議会の設置の準備に関する事務を行うため、両市の市長及び副市長で構成する「(仮称) 県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会」を設置した。設置期間は、平成28年4月1日から協議会の設置日の前日までとした。

また、準備会開催前には、副市長会議及び2市連絡会を開催し、準備会に諮る案件等について調整を行った。

##### 【組織図】



#### (2) 協議経過

会議	時期	協議事項
副市長打合せ	平成28年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会、関係者、関係機関等への対応状況</li> <li>・協議会設置準備に係る協議事項</li> <li>・協議会組織</li> <li>・事務局の構成</li> <li>・新たな広域連携体制の検討手法</li> </ul>
副市長打合せ	2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会各組織の構成、所掌（小委員会は除く）</li> <li>・準備及び協議に要する概算経費、費用負担割合及び財源検討</li> <li>・準備事務の執務スペース</li> <li>・県への支援要請事項（財政支援、会議室の貸与等）</li> </ul>
副市長打合せ	3月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広域連携体制の検討手法</li> <li>・協議会設置までの市民啓発、広報</li> </ul>

市長打合せ	3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会設置準備に係る協議事項</li> <li>・協議会組織構成</li> <li>・職員派遣協定</li> <li>・協議会及び設置準備会運営に要する概算経費等</li> <li>・新たな広域連携体制の検討手法</li> <li>・協議会設置までの市民啓発、広報</li> </ul>
	4月1日	「(仮称)県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会」設置
副市長打合せ	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営方法、設置すべき小委員会</li> <li>・協議会委員の構成</li> <li>・市民啓発、広報(概要)</li> <li>・職員研修会の開催内容</li> </ul>
準備会 (市長会議)	6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営方法等</li> <li>・協議会委員の構成</li> <li>・市民啓発、広報の概要</li> <li>・中核市事務の検討方法</li> </ul>
副市長打合せ	6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議マニュアル(規約、設置目的・協議趣旨、事務事業調整の方針、新市まちづくり計画策定方針)</li> <li>・補正予算(案)</li> <li>・市民啓発イベントの実施内容</li> </ul>
準備会 (市長会議)	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議マニュアル(規約、設置目的・協議趣旨、事務事業調整の方針、新市まちづくり計画策定方針)</li> <li>・補正予算(案)</li> <li>・市民啓発イベントの実施内容</li> </ul>
副市長打合せ	8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規約・規程等</li> <li>・協議会組織構成員</li> <li>・協議スケジュール</li> <li>・中核市への移行に係る検討方針</li> <li>・新たな広域連携体制の検討方針</li> <li>・第1回会議における協議事項に係る調整</li> </ul>
準備会 (市長会議)	8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規約・規程等</li> <li>・協議会組織構成員</li> <li>・協議スケジュール</li> <li>・中核市への移行に係る検討方針</li> <li>・新たな広域連携体制の検討方針</li> <li>・第1回会議における協議事項に係る調整</li> </ul>

### (3) 市民啓発・広報

#### チラシの作成

2市協議会で協議していくこととなった背景などについて、両市民に広く理解してもらうため、「なぜ、今なのか」、「なぜ、2市でなのか」、「何を検討するのか」の3項目を説明するチラシを作成し、両市の公共施設への配架や講演会での配布を行った。

【配布部数】約5,500部

#### 講演会の開催

両市民に対し、人口推計や財政状況などの現状及び将来見通しを周知するとともに、

その対応策としての合併・中核市・広域連携について、今、2市で検討していくことの必要性を理解していただくため、両市を会場として講演会を開催した。講演会では、各会場においてそれぞれの市長から、両市の現状及び今後の検討の説明をするとともに、講師からは「今こそ考える合併・中核市・広域連携」をテーマに講演いただいた。

小田原会場

- 【開催日】 平成28年7月18日(祝・月)
- 【場 所】 小田原市民会館小ホール
- 【講 師】 佐々木信夫(中央大学大学院 教授)
- 【参加者数】 170名

南足柄会場

- 【開催日】 平成28年8月13日(土)
- 【場 所】 南足柄市文化会館小ホール
- 【講 師】 大杉覚(首都大学東京大学院 教授)
- 【参加者数】 205名

小田原市・南足柄市の将来のあり方に関するアンケート

任意協議会の運営や新市まちづくり計画の参考とするため、任意協議会の取組及び検討内容の周知度、合併した場合のまちづくりに求めるもの等について、両市民の意見やニーズを把握することを目的として実施した。

- 【調査方法】 平成28年4月1日時点で住民登録がある市民のうち、平成28年6月1日現在で居住する18歳以上の者から、地区別、年齢階層別に抽出した3,600人(内訳 小田原市:2,372人、南足柄市:1,228人)に郵送により配布・回収
- 【調査期間】 平成28年7月1日~7月15日
- 【回答状況】 1,263人(有効回答者数 小田原市:767人、南足柄市:473人、居住地域未回答:23人)  
35.08%(回収率)

## 4 任意協議会の設置と協議経過等

### (1) 設置目的

人口減少・少子高齢化が進む中であって、両市市民に対し安定的に行政サービスを提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について、検討・協議を行うことを目的として、平成28年10月21日に、両市の市長、議員、各種団体代表、県職員及び大学教授等33人が参画する「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会」を設置した。

### (2) 協議事項

#### 行財政基盤強化策としての合併

合併は抜本的な行政改革の手段となり得るかどうか、について検討、協議を行う。

#### 権能強化策としての大都市制度の活用

大都市制度の活用（中核市への移行）は両市の行政サービスの高度化と住民福祉の向上に寄与するかどうか、について検討、協議を行う。

#### 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制

県西地域における互恵的かつ効率的な自治体間連携はどうあるべきか、について検討、協議を行う。

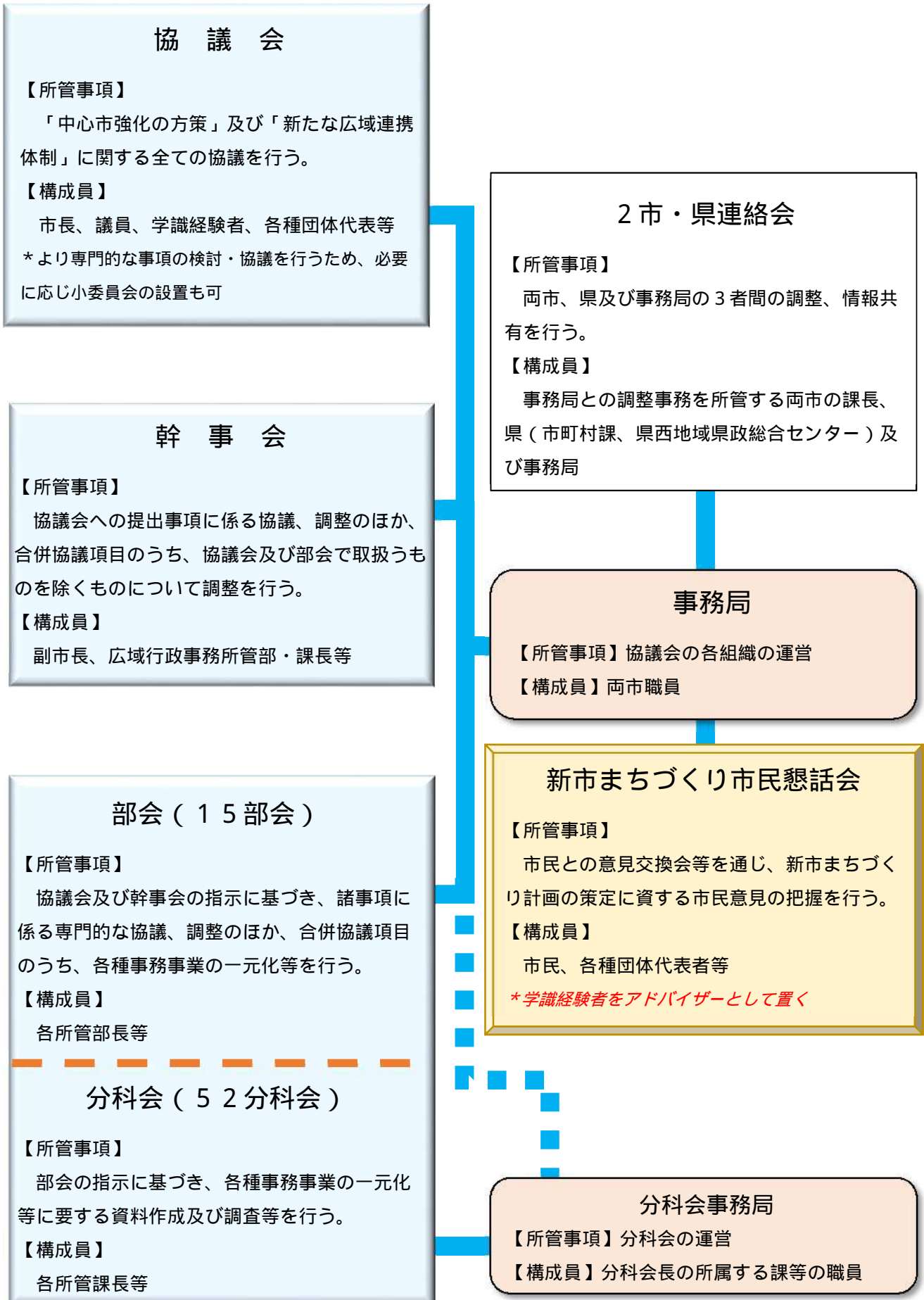
### (3) 組織構成

協議会（本体）に加えて、検討体制として、行政内部に幹事会、部会、分科会を置いた。

協議会では、全ての協議事項について協議・決定し、幹事会、部会、分科会は、協議会での協議の議案や材料を整理するための組織として、幹事会が副市長レベル、部会が部長レベル、分科会が課長レベル、という階層構造で、分科会から順に協議案を整理し、協議会に諮るという流れとした。

この他、協議会における協議事項の一部について調査し、または審議させるため、協議会に「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」及び「都市内分権に関する小委員会」を、また、新市まちづくり計画を作成するにあたり、事務局直轄として「新市まちづくり市民懇話会」を開催した。

【組織体系図】



【部会及び分科会の構成】

企画部会	企画分科会 秘書分科会 広報分科会 人事分科会 情報分科会	福祉・医療部会	福祉政策分科会 高齢介護分科会 障がい福祉分科会 健康づくり分科会 保険年金分科会 病院分科会
総務・財務部会	総務分科会 管財分科会 契約・検査分科会 選挙管理分科会 財政分科会 出納分科会 監査分科会 賦課分科会 収納分科会	子ども・青少年部会	子ども政策分科会 青少年政策分科会
市民部会	戸籍分科会 地域安全分科会 市民協働・人権分科会	経済部会	産業政策分科会 観光分科会 農林水産分科会 農業委員会分科会 公営事業分科会
防災・消防部会	防災分科会 消防分科会	建設部会	建設政策分科会 道水路分科会 公園分科会 建築・市営住宅分科会
文化部会	文化政策分科会 文化財分科会 図書館分科会 スポーツ分科会 生涯学習分科会	下水道部会	下水道総務分科会 下水道施設分科会
都市部会	都市政策・計画分科会 建築・開発分科会	水道部会	水道分科会
環境部会	環境政策分科会 廃棄物分科会 衛生分科会	教育部会	学校教育分科会 保健・給食分科会
		議会部会	議会分科会

\* 各部会長 = 部長級職員

\* 各分科会長 = 課長級職員

## 【協議会委員名簿】

平成28年10月21日現在

選出区分		氏名	所属・職名
行政	小田原市	加藤 憲一	小田原市 市長
		加部 裕彦	小田原市 副市長
		時田 光章	小田原市 副市長
		栢沼 行雄	小田原市 教育長
	南足柄市	加藤 修平	南足柄市 市長
		石田 和則	南足柄市 副市長
		飯山 敏明	南足柄市 教育長
	共通	井上 和子	神奈川県政策局自治振興部 参事兼市町村課長
星崎 雅司		神奈川県西地域県政総合センター 所長	
議会	小田原市	今村 洋一	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員長)
		大村 学	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長)
		井原 義雄	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)
		加藤 仁司	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)
	南足柄市	加藤 洋一	南足柄市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員長)
		星崎 健次	南足柄市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長)
		池田 真一	南足柄市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)
		岡本 俊之	南足柄市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)
学識	共通	大杉 覚	首都大学東京大学院 教授
		牛山 久仁彦	明治大学 教授
自治	小田原市	木村 秀昭	小田原市自治会総連合 会長
		川口 博三	小田原市自治会総連合 副会長
	南足柄市	奥津 博	南足柄市自治会長連絡協議会 会長
		佐藤 廣理	南足柄市自治会長連絡協議会 地蔵堂自治会長
経済	小田原市	鈴木 悌介	小田原箱根商工会議所 会頭
	南足柄市	笠井 進	南足柄市商工会 会長
	共通	安藤 俊之	かながわ西湘農業協同組合 代表理事専務
		木村 啓滋	さがみ信用金庫 常務理事
福祉	小田原市	小野 康夫	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 会長
		市川 昭維子	小田原市民生委員児童委員協議会 会長
	南足柄市	森住 敏逸	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 会長
		武井 鈴世	南足柄市民生委員児童委員協議会 理事
教育	小田原市	富樫 栄広	小田原市青少年健全育成連絡協議会 会長
	南足柄市	宗像 達也	南足柄市PTA連絡協議会 神奈川県PTA連絡協議会役員



委員の交代

平成29年4月1日付け

選出区分		氏名	所属・職名
行政	共通	井上 和子	神奈川県政策局自治振興部 参事兼市町村課長



選出区分		氏名	所属・職名
行政	共通	脇 雅昭	神奈川県政策局自治振興部 市町村課長

平成29年5月30日付け

選出区分		氏名	所属・職名
議会	小田原市	大村 学	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長)
		加藤 仁司	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)



選出区分		氏名	所属・職名
議会	小田原市	篠原 弘	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長)
		武松 忠	小田原市議会 議員 (県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員)

【幹事会構成員等】

役職	選出区分	
	小田原市(職名)	南足柄市(職名)
幹事長	副市長	
副幹事長	副市長	副市長
構成員	教育長	教育長
	理事・企画部長	企画部長
	総務部長	総務防災部長
補助員	企画部副部長	企画部企画課長
	企画部企画政策課長	企画部財政課長
	企画部職員課長	総務防災部総務課長
	総務部総務課長	
	総務部財政課長	

【事務局の体制】

任意協議会等の事務を処理するため、事務局を置き、事務局の職員には、両市の市長が任命した者をもって充てた。

	平成28年10月21日現在	平成29年4月1日現在
事務局長	小田原市企画部広域政策担当部長	小田原市企画部広域行政統括担当部長

副事務局長	小田原市企画部企画政策課 広域政策担当課長（２） [内数]小田原市（１） 南足柄市（１）	小田原市企画部企画政策課 広域政策担当課長（２） [内数]小田原市（１） 南足柄市（１）
事務局員	小田原市企画部企画政策課広域政策担当副課長 ほか１２名 [内数]小田原市（９） 南足柄市（４）	小田原市企画部企画政策課副課長 ほか１３名 [内数]小田原市（１０） 南足柄市（４）

（４）協議経過等

協議会

回	日時・場所	議 事
第 1 回	平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日（金） 午後 2 時 3 0 分から  小田原市役所 大会議室	（１）協議事項 協議第 1 号 規約について 協議第 2 号 会議運営規程について 協議第 3 号 会議傍聴規程について 協議第 4 号 各協議事項の協議趣旨について 協議第 5 号 合併に係る検討方針について 協議第 6 号 大都市制度の活用に係る検討方針について 協議第 7 号 新たな広域連携体制に係る検討方針について 協議第 8 号 平成 2 8 年度事業計画について 協議第 9 号 平成 2 8 年度歳入歳出予算について  （２）報告事項 報告第 1 号 監事の選任について 報告第 2 号 幹事会規程について 報告第 3 号 事務局規程について 報告第 4 号 財務規程について 報告第 5 号 市民アンケートの結果について  （３）その他 ・今後の予定について
第 2 回	平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日（金） 午後 1 時 3 0 分から  南足柄市文化会館 小ホール	（１）協議事項 協議第 1 0 号 協議項目及び取扱区分について 協議第 1 1 号 小委員会の設置について  （２）報告事項 報告第 6 号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について  （３）その他 ・第 3 回会議の予定について

<p>第3回</p>	<p>平成29年 1月24日(火) 午後1時30分から</p> <p>小田原市役所 大会議室</p>	<p>(1) 協議事項 協議第12号 「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて</p> <p>(2) 報告事項 報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について 報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について 報告第9号 「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況について 報告第10号 広報事業の実施状況について</p> <p>(3) その他 ・第4回会議の予定について ・今後の協議予定について</p>
<p>第4回</p>	<p>平成29年 2月14日(火) 午後1時30分から</p> <p>県小田原合同庁舎 3DEF会議室</p>	<p>(1) 協議事項 協議第13号 平成29年度事業計画について 協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について 協議第15号 小委員会の設置について&lt;追加&gt; 協議第16号 事務所(本庁舎)の位置について 協議第17号 財産の取扱いについて 協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 協議第19号 特別職職員(議員を除く)の身分の取扱いについて 協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて</p> <p>(2) 報告事項 報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)</p> <p>(3) その他 ・第5回会議の予定について</p>
<p>第5回</p>	<p>平成29年 3月28日(火) 午後1時30分から</p> <p>小田原市役所 大会議室</p>	<p>(1) 協議事項 協議第19号 特別職職員(議員を除く)の身分の取扱いについて &lt;継続&gt; 協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて &lt;継続&gt; 協議第21号 地方税の取扱いについて 協議第22号 公共的団体等の取扱いについて 協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて</p> <p>(2) 報告事項 報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク) &lt;継続&gt;</p>

		<p>報告第12号 財務規程に基づく報告(予算の流用)について</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回会議の予定について</li> <li>・小委員会における検討状況について</li> <li>・市民アンケートについて</li> </ul>
第6回	<p>平成29年 4月25日(火) 午後1時30分から</p> <p>南足柄市文化会館 小ホール</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>協議第17号 財産の取扱いについて &lt;継続&gt;</p> <p>協議第19号 特別職職員(議員を除く)の身分の取扱いについて &lt;継続&gt;</p> <p>協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて &lt;継続&gt;</p> <p>協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて</p> <p>協議第25号 慣行の取扱いについて</p> <p>協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて</p> <p>協議第27号 電算システムの取扱いについて</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク) &lt;継続&gt;</p> <p>報告第13号 幹事会規程の一部改正について</p> <p>報告第14号 事務局規程の一部改正について</p> <p>報告第15号 財務規程の一部改正について</p> <p>報告第16号 財務規程に基づく報告(予算の流用)について</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回会議の予定について</li> <li>・小委員会における検討状況について</li> </ul>
第7回	<p>平成29年 5月30日(火) 午後1時30分から</p> <p>南足柄市文化会館 小ホール</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて &lt;継続&gt;</p> <p>協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて &lt;継続&gt;</p> <p>協議第28号 平成28年度決算について</p> <p>協議第29号 市の名称について</p> <p>協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて</p> <p>協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて</p> <p>協議第32号 条例、規則等の取扱いについて</p> <p>協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて</p> <p>協議第34号 都市内分権について</p> <p>協議第35号 新市まちづくり計画(案)について</p> <p>協議第36号 中核市への移行について</p> <p>協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について</p> <p>(2) 報告事項</p>

		<p>報告第 11 号 その他の事務事業調整について（ＢＣランク）          &lt; 継続 &gt;</p> <p>報告第 17 号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について</p> <p>報告第 18 号 市民アンケートの結果について</p> <p>報告第 19 号 財政効果及び行政サービス水準の総括について</p> <p>（３）その他          ・第 8 回会議の予定について</p>
第 8 回	<p>平成 29 年          7 月 11 日（火）          午後 2 時から</p> <p>小田原市役所          大会議室</p>	<p>（１）協議事項</p> <p>協議第 24 号 一部事務組合等の取扱いについて &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 25 号 慣行の取扱いについて &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 35 号 新市まちづくり計画（案）について &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 36 号 中核市への移行について &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 37 号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制          について &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 38 号 町名・字名の取扱いについて</p> <p>協議第 39 号 市民周知用冊子（案）について</p> <p>（３）その他          ・第 9 回会議の予定について</p>
第 9 回	<p>平成 29 年          8 月 10 日（木）          午後 1 時 30 分から</p> <p>小田原市民会館          小ホール</p>	<p>（１）協議事項</p> <p>協議第 35 号 新市まちづくり計画（案）について &lt; 継続 &gt;</p> <p>協議第 39 号 市民周知用冊子（案）について &lt; 継続 &gt;</p> <p>（２）その他          ・任意協議会の解散及び決算について          ・法定合併協議会について</p>
書面協議	<p>平成 29 年          10 月 20 日（金）送付</p>	<p>（１）報告事項</p> <p>報告第 20 号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について</p> <p>（２）協議事項</p> <p>協議第 40 号 平成 29 年度決算について</p>

## 小委員会

### 【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会】

協議会第 2 回会議での決定に基づき、合併後の市議会議員の定数に関する事、定数及び在任の特例の適用に関する事、並びに、報酬に関する事について、調査または審議を行うため、平成 29 年 2 月 24 日に設置した。

職名	氏名	区分
委員長	今村 洋一	小田原市議会
副委員長	加藤 洋一	南足柄市議会
委員	大村 学	小田原市議会

委員	井原 義雄	南足柄市議会
"	加藤 仁司	
"	星崎 健次	
"	岡本 俊之	
"	池田 真一	

	開催日	場所	概要
第1回	平成29年 2月24日(金)	小田原市役所 301会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・所掌事務及び検討スケジュールの確認</li> <li>・定数及び報酬について協議</li> <li>・定数及び在任の特例の適用について協議</li> </ul>
第2回	平成29年 4月14日(金)	小田原市役所 議会第3委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項に係る両市議会での検討状況について</li> <li>・定数について協議・決定</li> <li>・報酬について協議・決定</li> <li>・定数及び在任の特例の適用について協議</li> </ul>
第3回	平成29年 5月12日(金)	小田原市役所 議会第4委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数及び在任の特例の適用について協議・決定</li> <li>・協議会への報告についてまとめ</li> </ul>

#### 【都市内分権に関する小委員会】

協議会第4回会議での決定に基づき、合併後の市における、地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関することについて、調査または審議を行うため、平成29年3月15日に設置した。

職名	氏名	区分
委員長	石田 和則	南足柄市副市長
副委員長	加部 裕彦	小田原市副市長
委員	池田 真一	南足柄市議会
"	井原 義雄	小田原市議会
"	奥津 博	南足柄市自治会長連絡協議会
"	佐藤 廣理	
"	木村 秀昭	小田原市自治会総連合
"	川口 博三	
"	森住 敏逸	南足柄市社会福祉協議会
"	小野 康夫	小田原市社会福祉協議会
"	武井 鈴世	南足柄市民生委員児童委員協議会
"	市川 昭維子	小田原市民生委員児童委員協議会
"	宗像 達也	南足柄市PTA連絡協議会
"	富樫 栄広	小田原市青少年健全育成連絡協議会

	開催日	場所	概要
第1回	平成29年 3月15日(水)	南足柄市役所 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・検討事項の確認</li> <li>・仕組みの概要についての確認</li> <li>・検討スケジュールの確認</li> </ul>
第2回	平成29年 4月12日(水)	県小田原合同庁舎 3 E F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度上の仕組みの効果と課題についての確認</li> </ul>
第3回	平成29年 4月24日(月)	南足柄市役所 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の仕組みの効果と課題についての確認</li> <li>・最も望ましいと考えられる仕組みについての協議</li> </ul>
第4回	平成29年 5月18日(木)	県小田原合同庁舎 2 D E 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会への報告(案)についての協議</li> </ul>

### 幹事会

	開催日	場所	概要
第1回	平成28年 11月18日(金)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第2回会議への付議案件について</li> </ul>
第2回	平成29年 1月10日(火)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第3回会議への付議案件について</li> </ul>
第3回	平成29年 1月31日(火)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第4回会議への付議案件について</li> </ul>
第4回	平成29年 2月21日(火)	小田原市役所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第5回会議への付議案件について</li> </ul>
第5回	平成29年 4月13日(木)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第6回会議への付議案件について</li> </ul>
第6回	平成29年 5月11日(木)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第7回会議への付議案件について</li> </ul>
第7回	平成29年 6月26日(月)	小田原市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第8回会議への付議案件について</li> </ul>
第8回	平成29年 7月20日(木)	県小田原合同庁舎 3 E F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会第9回会議への付議案件について</li> </ul>

### 部会及び分科会

各部会及び分科会において、随時開催。

### 新市まちづくり市民懇話会

新市まちづくり計画を作成するにあたり、合併後の市をどのようなまちにしたいか、その実現に何が必要かなど、事務局が計画素案をまとめる上で、参考とする市民意向を把握するために、「新市まちづくり市民懇話会」を開催した。懇話会が円滑に進むよう、専

門的な見地や中立の立場から助言や指摘をいただくため、協議会委員の大杉覚委員（首都大学東京大学院 教授）をアドバイザーとして配置した。構成メンバーは、両市の市民で、これからの両市を担う若い世代や子育て世代を中心に20人で構成することとし、各種団体からの選出メンバーと両市の市民からの公募メンバーとした。

【団体選出メンバー】

団体種別	市	推薦先団体名	性別	年齢
商工業	小田原市	小田原箱根商工会議所	男性	40歳代
	南足柄市	南足柄市商工会	男性	30歳代
観光	小田原市	一般社団法人小田原市観光協会	男性	50歳代
	南足柄市	南足柄市観光協会	男性	40歳代
子育て( )	小田原市	小田原市青少年育成推進員協議会	男性	50歳代
		ぴんたっこ運営協議会	男性	30歳代
	南足柄市	南足柄市青少年育成推進員協議会	女性	40歳代
		南足柄市子ども・子育て会議	女性	30歳代
市民活動	小田原市	pp@seisho	男性	30歳代
	南足柄市	南足柄市市民活動推進委員会	女性	50歳代

青少年育成を含む。

【公募メンバー】

募集対象は、平成28年10月1日時点で18歳以上60歳未満の両市の市民（両市の職員・市議会議員を除く）で、応募者の中から選考委員会による選考を行った。

市	性別	年齢	市	性別	年齢
小田原市	女性	10歳代	南足柄市	男性	20歳代
	女性	20歳代		男性	30歳代
	女性	30歳代		男性	40歳代
	女性	30歳代		女性	40歳代
	男性	50歳代		男性	50歳代

	開催日	場所	概要
事前説明会	平成28年 12月21日(水)	小田原市役所 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2市での協議の経過や新市まちづくり計画の策定方針、新市まちづくり市民懇話会の進め方などについて説明。</li> <li>・メンバーの自己紹介やレクリエーションを実施し、メンバー同士の交流を深めた。</li> </ul>
第1回	平成29年 1月24日(火)	小田原市役所 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーによる講話の後、「地域福祉を推進し、高齢者福祉や障がい者福祉が充実したまちづくり」と「安心して子育てできる環境が整ったまちづくり」をテーマにグループワークを実施。</li> </ul>



第2回	平成29年 2月14日(火)	小田原市役所 601会議室	・「小田原市の良いところ、悪いところ」と「南足柄市の良いところ、悪いところ」をテーマにグループワークを実施。
第3回	平成29年 2月23日(木)	南足柄市役所 401会議室 402会議室	・「安全・安心に暮らすために」と「子どもや未来を担う人を育み、学び続けるために」をテーマにグループワークを実施。
第4回	平成29年 3月9日(木)	南足柄市役所 401会議室 402会議室	・「健康で心豊かに暮らすために」と「活気があり魅力ある暮らしのために」をテーマにグループワークを実施。
第5回	平成29年 3月28日(火)	小田原市役所 601会議室	・「2市が1つになることで、新たに出来そうな事を見つける」をテーマにグループワークを実施。

### (5) 協議結果

全9回の会議を通じて、両市の全ての事務事業(3,270件)に係る調整結果等に基づいて、次のとおり各協議項目を取りまとめるとともに、各種計画を作成した。

#### 合併の方式について

調整方針	合併の方式は、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする。
調整理由	<p>合併する自治体間に規模の差がある場合、小規模な側の自治体における住民自治や行政参画を保障することが課題となるが、編入合併を想定することにより、市町村の合併の特例に関する法律等に基づく特例措置の活用を念頭に置いた対応策を十分に検討することができるため。</p> <p>なお、新設合併を想定した場合には、小規模自治体側に懸念されるデメリットやその解消策を十分に検証することができない。</p> <p>また、合併に伴う市民生活への影響及び行政の停滞を最小限に止めるほか、人口や財政規模の差、また、都市機能の集積度合い等の県西地域における中枢性なども総合的に勘案すれば、編入合併を選択することが他事例から見ても一般的であるため。</p>

#### 合併の時期について

調整方針	合併の時期は、平成32年度中とする。
調整理由	任意協議が平成29年度半ばに終了し、平成30年度に法定協議会が設置された場合、以後、合併に係る法定手続き、各種事務事業の統合準備のほか、市民生活への影響等に関する広報等に2年から3年の期間を要すると見込まれるため。

#### 市の名称について

調整方針	合併後の市の名称は「小田原市」とする。
調整理由	編入合併の場合には、編入する市の法人格が継続するほか、施行時特例市等を含む合併事例においては、当該市の名称とすることが一般的であるため。

### 事務所の位置について

調整方針	<p>合併後の市の事務所(本庁舎)の位置は、小田原市荻窪300番地とし、現小田原市役所本庁舎を使用するものとする。</p> <p>現南足柄市役所本庁舎については、分庁舎として活用するものとする。</p>
調整理由	<p>地方自治法第4条第2項において、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されていることから、当該規定に留意しつつ、機能的かつ効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定する必要がある。</p> <p>両市の本庁舎へのアクセス、官公署の立地状況及び庁舎の延床面積を勘案すると、現在の小田原市役所本庁舎を合併後の市の事務所(本庁舎)とすることが妥当である。</p> <p>また、小田原市役所本庁舎だけでは、業務に必要となる執務空間を確保することが困難であることから、現南足柄市役所本庁舎を分庁舎として活用することが必要である。</p>

### 財産の取扱いについて

調整方針	<p>協議の対象を正負の財産とし、南足柄市の財産は、全て合併後の市に引き継ぐ。ただし、基金については、その設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整を行う。</p>
調整理由	<p>合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」とすると想定していることから、南足柄市の全ての財産を合併後の市に引き継ぐものとする。</p> <p>合併後の市における同一趣旨の基金の重複を避けるため、統合が可能なものは合併時に統合するなど、合併時まで一定の整理を行うものとする。</p>

### 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併後の市の議会議員の条例定数は、28人とする。</li> <li>2 合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。</li> <li>3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を、合併時に限り適用する。</li> </ol>
調整理由	<p>議会議員の条例定数は、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。</p> <p>議会議員の報酬は、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることを参考とした。</p> <p>合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会には、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることが可能な体制を確保することが必要である。その上で、合併後の</p>

	市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、定数及び在任の特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきであるとした。
--	--

#### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

調整方針	<p>1 定数</p> <p>(1) 農業委員会委員の定数は、合併時は26人とし、任期満了日以降は19人とする。</p> <p>(2) 農地利用最適化推進委員の定数は、合併時は22人とし、任期満了日移行は29人とする。</p> <p>2 任期</p> <p>(1) 農業委員会委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の委員の任期満了日までとし、その後は法定任期(3年)とする。</p> <p>(2) 農地利用最適化推進委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の農業委員会委員の任期満了日までとし、その後については委嘱後、農業委員会委員の任期満了日までとする。</p> <p>3 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、小田原市の水準を適用する。</p>
調整理由	<p>合併後の市政の円滑かつ一体的な運営を図る上で、農業委員会等に関する法律施行令第11条の規定に基づく特例措置を活用することが適当である。</p> <p>特例措置終了後の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数については、農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条に基づき、両市の地域性及び新市に見合った適正数を勘案した。</p> <p>特例措置終了後の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期については、農業委員会等に関する法律第10条及び第20条による。</p>

#### 地方税の取扱いについて

調整方針	<p>1 個人市民税、法人市民税及び軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、減免基準については、小田原市の水準を適用する。</p> <p>2 固定資産税及び都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、小田原市の水準を適用する。</p> <p>3 市たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>4 入湯税については、小田原市の水準を適用する。</p>
調整理由	<p>入湯税を除く市税については、税率や課税の算定方法が同一であることから、現行のとおりとする。</p> <p>納期や減免基準に差異のあるものについては、合併後の市における住民への影響を可能な限り少なくする観点から、納税者数や税収規模が大きい小田原市の水準を適用することが適当であるため。</p> <p>税率及び課税免除基準が異なる入湯税については、税収規模の確保を図る観点から、小田原市の水準を適用する。合併後の市全域において均一に課税す</p>

	ることが著しく衡平を欠くとは認め難いため、市町村の合併の特例に関する法律第16条の不均一課税の特例は適用しない。
--	--

一般職の職員の身分の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>2 引き継ぐ際の職務の級は、小田原市の制度に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。</li> <li>3 給与については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、引き上げ、引き下げともに5年間をかけて段階的に行う。</li> <li>4 手当については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、南足柄市の一般職の職員の退職手当については合併時の南足柄市の基準で算出した手当の額を現給保障する。退職手当を除くその他の手当は現給保障を行わない。また、地域手当率は5年間をかけて段階的に統合する。</li> <li>5 職名については、小田原市の制度を適用するものとする。</li> <li>6 勤務時間、休暇については、小田原市の制度を適用するものとする。</li> <li>7 職員定数については、合併後の市の効率的な運営および合併による行財政効果を確保するため、合併時までには職員数適正化計画を策定し、定員を管理するものとする。</li> </ol>
調整理由	<p>職員の身分の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全ての一般職の職員について、合併後の市の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定めているため。</p> <p>職務の級の取扱いについては、合併後の市の職員となる者の職務の級は、経験年数、学歴等を勘案して小田原市の給与体系に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定されることが適当であるため。なお、管理職にある者については、管理監督者への任用に応じて、その者の職務の級が決定されることとなる。</p> <p>給与の取扱いについては、引き上げ対象者は、初年度は給料月額、地域手当率ともに据え置き、5年間をかけて段階的な引き上げを行う。引き下げ対象者については、5年間の現給保障を行う。(ただし、現給保障額が新給料月額とその地域手当率との合計額を上回る場合に支給する。)</p> <p>手当の取扱いについては、幅広い事務権限に対応した手当制度が整備されている小田原市の制度を適用することが適当であるため。</p> <p>職名の取扱いについては、現状の組織の規模や事務権限等を勘案し、小田原市の制度を適用することが適当であるため。</p> <p>勤務時間、休暇の取扱いについては、両市の現状の水準が概ね同等であるため。</p> <p>職員定数については、合併後の市の効率的な運営及び合併による行財政効果を確保するため、同規模自治体等の定数及び事務事業調整の結果等を勘案し、職員数適正化計画を策定し、定員を管理する。</p>

### 特別職職員の身分の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南足柄市の特別職職員(議会議員、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を除く)は、合併の日の前日をもって失職するものとする。</li> <li>2 合併後の特別職職員の任用に当たっては、合併後の市政が円滑かつ一体的に運営されるよう、留意するものとする。</li> </ol>
調整理由	<p>合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」とすると想定していることから、合併の前日をもって南足柄市の法人格が消滅することに伴い、南足柄市の特別職職員は失職する。</p> <p>合併後の市政を円滑かつ一体的に運営するためには、市域全体の状況を適切に把握できるように特別職職員を任用することが適当である。</p>

### 条例、規則等の取扱いについて

調整方針	小田原市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業調整の結果を踏まえ必要に応じ制定、改廃を行うものとする。
調整理由	<p>合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」と想定していることから、合併の前日をもって南足柄市の法人格が消滅することに伴い、南足柄市の条例、規則等は全て失効するため。</p> <p>事務事業調整の結果を踏まえ、条例、規則等の制定、改廃が必要であるため。</p>

### 事務組織及び機構の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併後の市の組織機構については、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成することとし、効率的な行政運営が図られるよう調整する。</li> <li>2 出先機関(支所、連絡所、地域センター住民窓口、窓口コーナー及びサービスセンター)については、現時点において現行のとおりとし、南足柄市市民課の窓口を現在の小田原市支所等と位置付けることとする。なお、住民窓口の再編については、両市それぞれで検討を継続し、合併に際しては、その方針を踏まえ改めて合併後の市における出先機関のあり方を検討する。</li> <li>3 消防団については、合併後3年を目途に1団体制とする。</li> <li>4 条例等により設置されている附属機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し、統廃合について調整する。</li> </ol>
調整理由	<p>組織機構については、小田原市の組織機構が南足柄市を概ね包含できるため。</p> <p>出先機関については、施設の老朽化等の課題があり、統廃合を含む施設のあり方を検討する必要があるため。</p> <p>消防団については、指揮命令系統に支障が生じないようにするため1団体制とするが、地域の実情や長年の経緯等を考慮するほか、人的な再編及び装備や資機材などの平準化を計画的に進める上では、移行期間を設ける必要があるため。</p>

### 一部事務組合等の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。</li> </ol>
------	---

	2 第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。
調整理由	<p>事務を共同で処理している他団体との関係等に一定の配慮をしつつ、合併後の市の事務事業実施体制を基に、必要となる連携を継続することが適当であるため。</p> <p>第三セクター及び公社については、合併後の市で想定している事務事業推進体制との整合性を考慮し、継続等について判断を行うため。</p>

使用料、手数料等の取扱いについて

調整方針	<p>1 施設使用料については、原則として現行のとおり(合併時まで改正があった場合はその料金)とする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料については、一部統合するなど調整する。</p> <p>2 その他の使用料等については、原則として合併時に統合したものとなるよう調整する。ただし、急激な住民負担の増加が生じる場合等には、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。</p>
調整理由	<p>施設使用料については、各施設の状況に応じて定めているため。</p> <p>その他の使用料等のうち、料金等に差異のあるものについては、合併後の市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り適正な料金体系に再編することが適当であるため。</p>

公共的団体等の取扱いについて

調整方針	<p>1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかける。</p> <p>2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかける。</p> <p>3 合併後の市においても現行のとおりとする団体との間においても、引き続き円滑な連携が図られるよう努める。</p>
調整理由	<p>市町村の合併の特例に関する法律第58条第6項に「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」との規定が置かれており、合併とともに、各種公共的団体においても、統合が図られることが合併後の市の速やかな一体性の確立及び市・団体間の円滑な連携確保を図るうえで有効であると考えられるため、各団体の実情を尊重しながら調整を行う。なお、あくまでも統合は、各団体の自主的な判断によるものとする。</p>

補助金、交付金等の取扱いについて

調整方針	<p>1 両市で同様に実施している補助金、交付金等の事務については、原則、可能な限り統合する。ただし、合併後の市において、必要性に欠ける補助金、交付金等の事務については、廃止する。</p> <p>2 一方の市のみで実施している補助金、交付金等の事務については、内容、金額及び補助効果等を精査の上、継続すべきものについては合併後も実施す</p>
------	---

	る。 3 義務的な補助金、交付金等については、現行のとおりとする。
調整理由	市民サービスの水準や内容等を十分に検討し、より効率的な方法で市民サービスの向上を図るため。 従来からの経緯、実績等に配慮しつつも、行財政改革の観点から事務事業の妥当性・必要性について検討を行うことが必要なため。

#### 町名・字名の取扱について

調整方針	1 合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとする。 2 合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。 3 1及び2の方針にかかわらず、小田原市と南足柄市において類似する字の名称については、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整する。
調整理由	合併時における混乱を避けるため、町名・字名の変更については必要最小限にとどめることが適当である。 字の名称の変更に当たっては、地域の歴史を尊重するとともに、地域住民の意向を踏まえて調整する必要がある。

#### 慣行の取扱いについて

調整方針	慣行の取扱いについては、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市において新たに制定する等の調整を行う。
調整理由	慣行は、市の基本的な姿勢を示すものであり、かつ、合併後の市における市民の一体感を醸成していくものであることから、可能な限り統合を行うことが望ましいため。

#### 都市内分権について

調整方針	1 市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に「地域審議会」を設置する。 2 同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時までには両市の協議により定める。
調整理由	合併に際して、編入される地域における行政との連絡調整や住民の行政参加の機会をいかに担保するかという課題に対し、法制度によらない既存の仕組みは、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられているため、特定の地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分とは言えない。そこで、このような課題の対応策として法により制度化された仕組みの活用を検討すべきである。 法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区及び合併特例区があるが、「行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障する」という働きは先行例にお

	<p>いても共通して確認されているところであることから、設置・運営コストを最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当である。</p> <p>地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項については、行政連絡機構として位置づける自治会組織や広報委員制度などの既存の仕組みの合併後のあり方を考慮して協議すべきである。</p>
--	--

#### 行政連絡機構の取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会組織を行政連絡機構に位置づける。</li> <li>2 行政連絡事務を円滑に実施するため、両市の自治会組織の一体化を働きかける。</li> <li>3 行政連絡事務については、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。</li> </ol>
調整理由	<p>これまで両市の自治会組織が市と市民の間の連絡に重要な役割を担っている実態を踏まえ、合併後の市においても行政連絡機構に位置づける。</p> <p>自治会組織及び行政連絡事務については、合併後の市の速やかな一体性の確保と市と市民の間の円滑な連携を図るために必要であることから、両市の実情を尊重しながら調整を行う。</p> <p>行政連絡事務に関しては、両市での実施方法に大きな差異があるため、合併時は現行どおりとするが、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。</p>

#### ②1 電算システムの取扱いについて

調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の効率化を図るため、引き続き電算システムを導入する。</li> <li>2 両市において重複する電算システムについては、効果的かつ効率的にシステムの統廃合等を行うとともに、合併時においても安定的にシステムを稼働できるよう調整を行う。</li> <li>3 合併時に統廃合を行うことが困難なシステムについては、合併後できる限り速やかに統廃合を行うよう調整する。</li> </ol>
調整理由	<p>電算システムは、業務の効率化等を目的として各課において導入されているものであり、合併後の市においても引き続き電算システムの活用は必要であるため。</p> <p>一部の電算システムについては、業務を遂行する上で直ちに統廃合することが困難な場合があるため。</p>

#### ②2 新市まちづくり計画について

両市の財政見通しや合併の効果、合併後の市のまちづくりの方針や重点的な取組のほか、公共施設の統廃合に関する考え方等を記載。（別添「新市まちづくり計画」参照）

#### ②3 その他の事務事業調整について（別添「市民周知用冊子」参照）

#### ②4 中核市移行に関する事項について

合併後の市の中核市への移行の時期、施設整備や人材育成の基本的な考え方及び中核

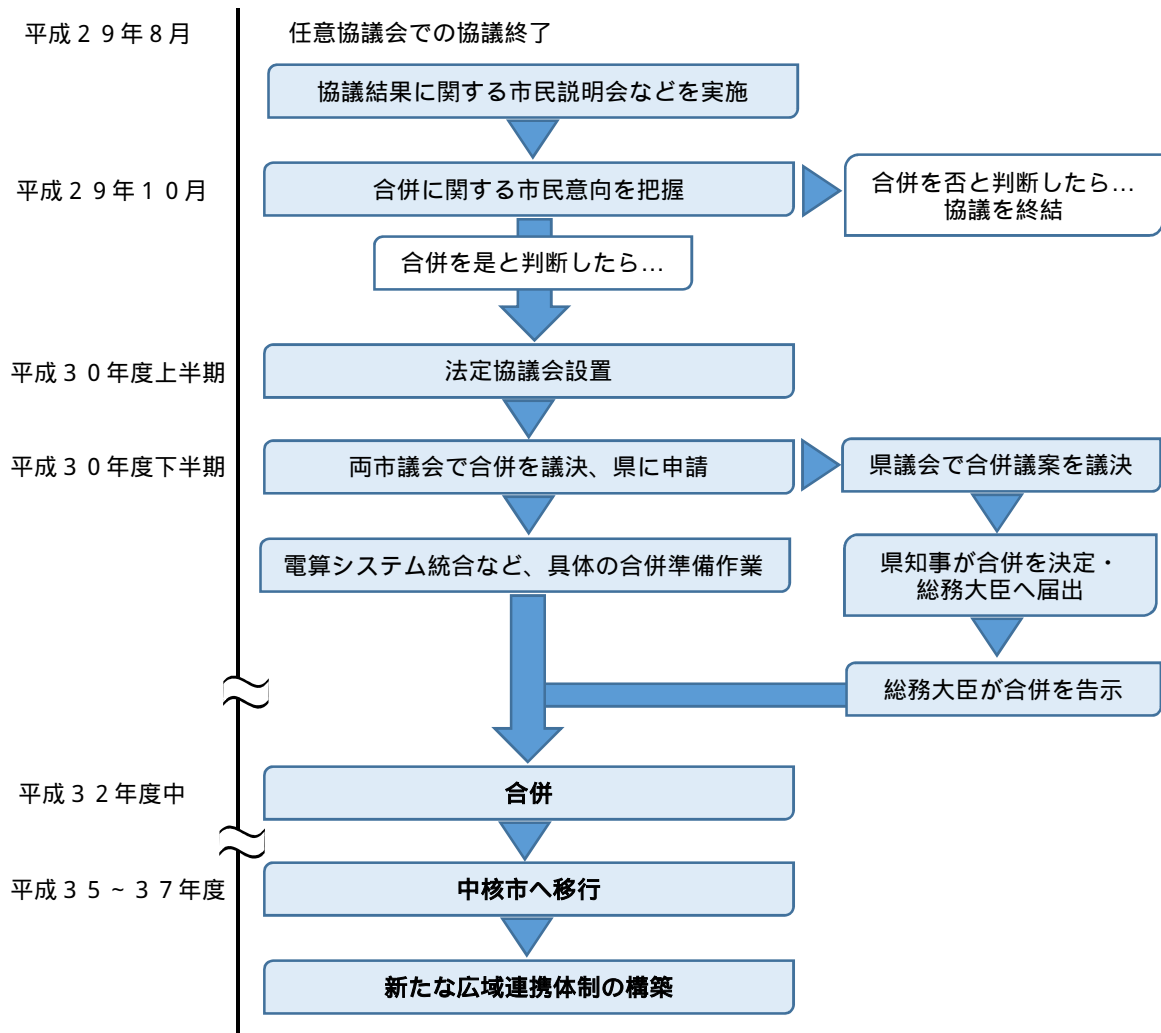


市への移行による財政的な影響等を記載。(別添「中核市移行基本計画(案)」参照)

⑤新たな広域連携体制に関する事項について

合併、中核市移行を経て行財政基盤及び権能が強化された中心市と周辺8町との広域連携の将来的な展望について記載。(別添「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」参照)

(6) 任意協議会終了後に想定された流れ



(7) 任意協議会の解散

平成29年8月10日の第9回会議をもって、所管事項である「中心市強化の方策」及び「新たな広域連携体制」に関する協議を終了したほか、冊子の作成・配布やシンポジウムの実施等の全ての事業を終えたことから、平成29年10月31日をもって解散した。

## 5 任意協議会における市民啓発・広報

### (1) ホームページ等

#### ホームページの作成

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会の設置に伴い、事務局においてホームページを作成した。

【ホームページ URL】 <http://www.odawara-minamiashigara.jp>

【開設日】 平成28年10月31日

#### ツイッター及びフェイスブック

ツイッター及びフェイスブックのアカウントを作成した。

<ツイッター>

【アカウント名】 @odawara\_minami

<フェイスブック>

【Facebook ページ名】 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会  
ホームページの更新等作業

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会ホームページに問い合わせフォームを開設した。

【開設日】 平成29年5月1日

#### ホームページの移行等作業

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会ホームページの内容を小田原市ホームページに移行し、アーカイブページを作成した。

【ホームページ URL】 <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/kyougi/>



アーカイブページ（小田原市ホームページ内）

### (2) 協議会だよりの作成

協議会での協議結果等について両市の市民へ周知するため、協議会だよりを発行し、両市の自治会経由で配布し、その他、両市の支所・連絡所、公共施設及び金融機関等に配架した。

- 【発行月】 平成29年1月(vol.1) 平成29年5月(vol.2) 平成29年9月(vol.3)  
 【作成部数】 各号83,000部  
 【配布日】 平成29年2月1日(vol.1) 平成29年6月1日(vol.2) 平成29年10月1日(vol.3)



協議会だより表紙

### (3) 広告の掲載

協議会における取組や協議状況等を両市民に周知するため、タウンニュース小田原版及び足柄版において広告を掲載するとともに、ウェブ版においても記事を掲載した。

- 【掲載日】 平成29年3月11日(土) 18日(土) 25日(土)の全3回  
 (小田原版及び足柄版)

#### 【掲載記事】



### (4) ノベルティグッズの作成及び配布

協議会における取組や協議状況等を両市民に周知するため、ノベルティグッズ(ウェットティッシュ)を作成した。また、周知用のチラシとともに、両市のイベントにおいて配布した。

- 【作成個数】 10,000個

#### 【フラップ印刷】



### 【配布イベント】

市	日程	イベント名	場所
南足柄市	平成28年12月4日(日)	第14回南足柄市健康フェスタ	南足柄市保健医療福祉センター
	平成29年1月8日(日)	成人式	南足柄市文化会館
小田原市	平成29年1月9日(祝)	成人式	小田原市民会館
	平成29年2月26日(日)	第21回地球市民フェスタ	小田原市川東タウンセンターマロニエ
	平成29年3月4日(土)	消防フェスタ2017	ダイナシティウエスト1階
	平成29年3月12日(日)	防災フェア「そなえパークの日」	小田原フラワーガーデン
南足柄市	平成29年3月26日(日)	ママまつり in 南足柄	南足柄市役所アトリウム

### (5) 市民アンケートの実施

協議会における各協議事項（合併、大都市制度、広域連携）及び行政改革に対する市民の基本認識を把握し、今後の広報資料の作成等にあって、両市民の意見やニーズを把握することを目的として実施。

【調査方法】 平成29年4月1日時点で両市に住民登録がある18歳以上の市民の方から、地区別、年齢階層別に抽出した3,600人（内訳 小田原市：2,374、南足柄市：1,226人）に郵送により配布・回収。

【調査期間】 平成29年4月17日～5月1日

【回答状況】 1,177人（有効回答者数 小田原市：737人、南足柄市：418人、居住地域未回答：22人）  
32.69%（回収率）

### (6) 市民周知用冊子の作成

市民に協議結果を周知するため、新市のまちづくりの方向性や、市民生活に大きく関わる様々な行政サービスの具体的な取扱い等を取りまとめた冊子を発行し、両市の自治会経由で配布し、その他、両市の支所・連絡所、公共施設及び金融機関等に配架した。

【作成日】 平成29年8月

【作成部数】 100,000部

【配布日】 平成29年9月1日



市民周知用冊子表紙

## (7) シンポジウムの開催

任意協議会の協議結果を説明し、合併について考えてもらうため、両市の市民を対象としたシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、任意協議会の協議結果の報告のほか、協議会会長や協議会委員によるパネルディスカッションを実施した。

【開催日】 平成29年9月24日(日)

【場 所】 小田原市民会館大ホール

【来場者数】 231人

【内 容】

第1部 協議会会長による協議結果の報告

第2部 パネルディスカッション

～今こそ考えよう、安心して暮らし続けられるまち～

コーディネーター

牛山久仁彦(明治大学政治経済学部 教授)

パネリスト

木村秀昭(小田原市自治会総連合 会長)、佐藤廣理(南足柄市自治会長連絡協議会 前地蔵堂自治会長)、小野康夫(社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 会長)、宗像達也(南足柄市 PTA 連絡協議会・神奈川県 PTA 連絡協議会 役員)、加藤憲一(任意協議会 会長・小田原市長)



パネルディスカッションの様子

## 6 任意協議終了後の取組

### (1) 市民説明会

任意協議会における協議結果の周知及び理解の促進を図ること、また、協議結果を踏まえた市としての合併に対する考え方を周知することを目的として、市内在住・在勤・在学者に対し実施した。

【実施期間】 平成29年9月上旬から10月上旬

【実施回数】 全8回（全体説明会2回、地域別説明会6回）

【参加者数】 延べ321人

#### 全体説明会

地区	日程	会場	参加者数
川西	9月9日（土）	市民会館小ホール	103人
川東	10月8日（日）	保健センター大研修室	32人

いずれも時間は、14:00～15:30

#### 地域別説明会

地区	日程	会場	参加者数
川東北部	9月11日（月）	梅の里センター大会議室	28人
富水・桜井	9月13日（水）	小田原アリーナ研修室	31人
片浦	9月15日（金）	根府川公民館	30人
中央	9月22日（金）	市民交流センターUMECO会議室1～3	28人
川東南部	9月27日（水）	川東タウンセンターマロニエ集会室202	46人
橘	9月28日（木）	橘タウンセンターこゆるぎホール	23人

いずれも時間は、19:00～20:30

### (2) 各種団体等への説明会

協議結果等の更なる周知を図るため、各種団体等（自治会、子育て団体、青少年育成団体、商工関係団体等）への説明会を随時実施した。

【実施期間】 平成29年10月上旬から12月中旬

【実施回数】 全14回

【参加者数】 延べ297人

### (3) 合併に関するアンケート

任意協議会の協議結果に基づいて、南足柄市との合併の是非を判断するに当たり、予め市民の意向を把握することを目的として、18歳以上の市民から無作為に抽出した1万人を対象に実施した。

【調査期間】 平成29年10月16日から10月31日（当日消印有効）

【回収状況】 返送件数：3,960件（回収率：39.60%）

【設問に対する回答状況】

あなたは、「南足柄市との合併を推進することが望ましい」という市の考え方に賛同

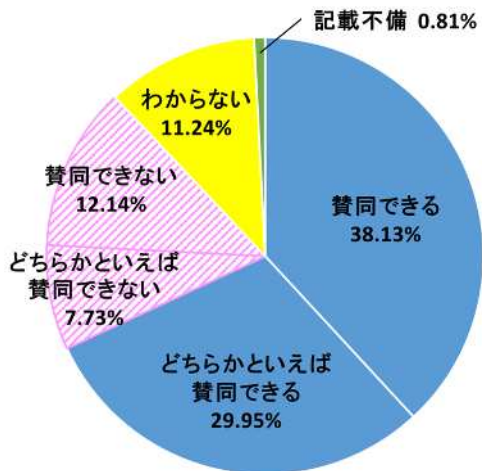
できますか。

賛同できる	38.13%	} <b>68.08%</b>
どちらかといえば賛同できる	29.95%	
どちらかといえば賛同できない	7.73%	} <b>19.87%</b>
賛同できない	12.14%	
わからない	11.24%	
記載不備	0.81%	

【参考】

小田原市

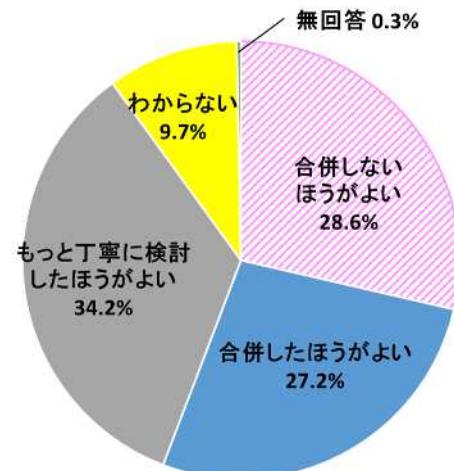
[問]南足柄市との合併を推進することが望ましいという市の考え方に賛同できるか。



調査期間：平成 29 年 10 月 16 日～31 日  
調査対象者：10,000 人 回収率：39.60%

南足柄市

[問]小田原市との合併について現段階でどのようにお考えか。



調査期間：平成 29 年 10 月 30 日～11 月 13 日  
調査対象者：3,700 人 回収率：61.9%

## 7 協議の終結

### (1) 合併に係る両市の判断

#### 【南足柄市】

12月1日	平成29年第4回定例会一般質問において、市長が「 <u>小田原市と南足柄市の合併は、すべきではないと判断した</u> 」と表明。
13日	市議会が、市長が法定合併協議会を設置しようとする際に住民投票を実施することを義務付ける「 <u>合併することの賛否を問う住民投票条例</u> 」を可決。 続けて、市長の意思に関わらず住民投票を行うことを求める「 <u>合併の賛否についての意思を問う住民投票の実施を求める請願</u> 」を不採択。 <u>現市長のもとで、合併協議が推進される見通しはなくなった。</u>

#### 【小田原市】

12月15日	市議会12月定例会一般質問において、市長が「 <u>当面は南足柄市との間で、これ以上の合併に関する協議を進めることは無い</u> 」と表明。
--------	--

### (2) 協議の終結

当面、合併に係る協議が継続される見通しがなくなったことで、2市間でその後に想定していた中心市の権能強化や新たな広域連携に関する協議を進める前提が失われたため、実質的に「中心市のあり方」に関する全ての協議は終結した。